

資格情報のお知らせ・資格確認書の取扱いについて

従来の保険証は廃止となり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行となりました。
マイナ保険証所持の有無により下記のいずれかをお送りします。

- マイナ保険証をお持ちの方
資格情報のお知らせ
- マイナ保険証をお持ちでない方
資格確認書

1

マイナ保険証や資格確認書、資格情報のお知らせに関することについては以下のコールセンターにお問い合わせください。

金沢市マイナ保険証等対応コールセンター ☎0120-761-640(通話料無料)

【開設期間】令和7年7月1日(火)～令和7年10月31日(金)

【受付期間】平日 9:00～17:30

2

資格情報のお知らせ・資格確認書に記載されている内容に間違いがないか**ご確認ください**。

資格情報のお知らせ・資格確認書の有効期限

区 分		有効期限
資格情報のお知らせ	70歳以上の方	令和8年7月31日
	70歳未満の方	有効期限なし ※大切に保管してください。 (今後は記載事項に変更が生じた場合のみ交付されます)
資格確認書	原則	令和8年7月31日
	令和8年7月31日までに 70歳になられる方	誕生月の月末(1日が誕生日の方はその前日) ※ 一部負担金割合記載のものに切替

3

ただし、令和8年7月31日までに75歳になられる方(後期高齢者医療制度に切替)の資格情報のお知らせと資格確認書の有効期限は誕生日の前日です。

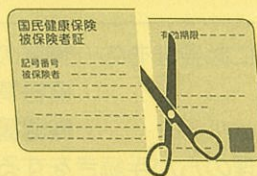
有効期限が到来する一週間前までには、次の新しい資格情報のお知らせ・資格確認書をお送りします。

4

7月中に脱退の手続きをされた場合、資格情報のお知らせ・資格確認書が行き違いで届くことがあります。その際は切断のうえ破棄してください。

5

有効期限の切れた古い被保険者証・資格確認書を誤って使用することがないように切断のうえ破棄するか、保険年金課又は市民センターにお返しください。



(令和7年作成)

お問い合わせは

金沢市役所保険年金課

TEL : (076) 220-2255～2258 FAX : (076) 232-5644

Eメールアドレス : kokuho@city.kanazawa.lg.jp

公式ホームページ : [金沢市 国保](#)

※金沢市国民健康保険からの脱退届は「ぴったリサービス」にてオンライン申請ができます
(裏面の二次元コードから手続きできます)



一部負担金の割合について

区 分	一部負担金の割合
6歳の誕生日以後の最初の3月31日以前(就学前) (6歳の誕生日が4月1日の場合は、その前日の3月31日まで)	2割
70歳以上74歳まで (70歳の誕生日が1日の場合は、誕生日から) (70歳の誕生日が2日以後の場合は、誕生日の翌月から)	2割 ※一定以上の所得がある方は3割 (資格情報のお知らせまたは資格確認書に示す割合)
※3割負担になる方 同一世帯に一定以上(住民税課税所得145万円以上)の所得がある70歳以上の国保被保険者がいる方(70歳以上の国保被保険者全員の基礎控除後の総所得金額等(所得から43万円を差し引いた額)の合計が210万円以下の場合を除く) なお、住民税課税所得145万円以上でも年収が下記の金額に満たない方は、2割負担となります。ただし、金沢市で収入金額が確認できない場合は、金沢市保険年金課へ収入金額の申請が必要です。 ①世帯の中で70歳以上の国保被保険者が1人の場合：総収入383万円 (同一世帯に国保から後期高齢者医療制度へ移行された方がいる場合)：総収入520万円 ②世帯の中で70歳以上の国保被保険者が2人以上の場合：総収入520万円	
上記年齢以外	3割

医療費が高額になったときは

◆高額療養費の支給

医療機関に支払った1か月の一部負担金(保険適用分)が自己負担限度額を超えたときは、保険年金課への申請により、超えた分が高額療養費として支給されます。

高額療養費に該当される世帯には、申請書を診療月の約3か月後に送付します。一度申請書をご提出いただくと、その後、高額療養費に該当すること自動的に指定された口座に振り込まれます。

◆限度額適用認定証の交付

医療費を医療機関窓口で支払う際、「限度額適用認定証」を提示することで、支払いが自己負担限度額までで済むようになります。

認定証の交付には、保険年金課窓口での申請が必要です。

※所得区分が現役並み所得者Ⅲ及び一般の方は提示不要のため交付されません。

※マイナ保険証を利用する場合は、交付申請の必要はありません。

こんなときには届出を

国保をやめるとき	国保に加入するとき	そ の 他
○他の市区町村へ転出したとき ○職場の健康保険に加入したとき ○職場の健康保険の被扶養者になったとき ○国保の被保険者が死亡したとき	○他の市区町村から転入してきたとき ○職場の健康保険をやめたとき ○職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき ○子どもが生まれたとき ○生活保護を受けなくなったとき	○住所、世帯主、氏名が変わったとき ○資格確認書をなくしたり、よごれて使えなくなったとき※ ○修学のため、他の市区町村に住所を定めるとき (※)資格情報のお知らせ(医療保険の資格情報)はマイナポータルからスマートフォンにダウンロード出来るので、基本的には手続き不要です。

◆届出に必要なもの…職場の健康保険をやめた日付のわかる証明書(国保に加入するとき)、職場の健康保険の資格確認書・資格情報のお知らせ・保険証等(職場の健康保険に加入したとき)、マイナンバーの確認書類及び本人確認書類

(注)代理の方が手続きをする場合や、国保の加入・脱退以外の手続きも併せて行う場合は、はんこが必要となる場合があります。

◆届出は保険年金課、市民課、各市民センターへ。

◆マイナポータルのぴったりサービス(右の二次元コード)から電子申請もできます。



やめる届出がくと

国保の資格がなくなったのに届出をしないまま、国保で診療を受けると、市で負担した医療費はあとで返還していただくことになりますのでご注意ください。

加入の届出がくと

国保に加入しなければならないのに届出がくと、前の保険がきれたときにさかのぼって保険料を支払わなければなりません(最長2年分)。

また、国保の資格がないため、その間の医療費は全額自己負担となります。